

## 青森大学 新型コロナウイルスへの対応方針

【改 21-2022 年 4 月 1 日】

学生・教職員の安全確保と学内外への感染拡大防止を最優先に、対応方針を以下のとおり定めました。なお、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、それに応じて対応方針を更新します。

### 1. 感染拡大予防に関する厳守事項

自分自身を感染から守ることは最も重要な事項の一つであるが、地域とともに生きる大学の一員として、誰もがウイルスを保有し、感染源になる恐れがあることを自覚して行動するなど、社会的責任感を持った行動に努めること。

- (1) 不織布マスクの着用及び咳エチケットを徹底。
- (2) **飲食の場面で、マスクを外して会話をしない**
- (3) 手洗い及び、手指の消毒等を徹底する。
- (4) 3つの密（密閉・密集・密接）を避け、**常時室内換気を徹底**する。
- (5) カラオケや宴会等は原則禁止とする。
- (6) これまでにクラスターが発生しているような場所への不要不急の外出はしない。
- (7) 健康チェックシートの記入・持参を継続する。

### 2. 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には、学生・教職員は事務局（もしくは東京キャンパス・むつキャンパス事務局）に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

- (1) 発熱または風邪様の症状\*1 が現れた場合は、授業や仕事を休み、外出を控え自宅で療養するか、医療機関を受診すること。解熱、症状消失後、3日後に、再度、経営戦略局に連絡すること。

(\*1：発熱、咳、倦怠感、臭覚・味覚障害、咽頭痛、筋肉痛、頭痛、下痢、結膜炎)

- (2) 同居する家族の中に発熱または風邪様の症状がある場合は、授業や仕事を休み、事務局（もしくは東京キャンパス事務局・むつキャンパス事務局）の指示を仰ぐこと。
- (3) 以下の場合、直ちに「受診・相談センター、または、かかりつけ医」に相談し、指示を仰ぐこと。  
① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状、臭覚・味覚障害がある、  
②重症化しやすい方（高齢者や糖尿病、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方）で、発熱や咳などの風邪症状がある、  
③発熱や咳などの風邪症状が長引く場合（目安は4日以上）

受診・相談センター（各保健所）

青森市保健所	017-765-5280	青森市
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
東地方保健所	017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
上十川保健所	0176-22-3510	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
東京キャンパス・むつキャンパス在学生及び教職員については、居住地の相談センターもしくは管轄保健所に連絡してください。		

※「受診・相談センター」でご相談の結果、感染の疑いのある場合には、「診療・検査医療機関」の案内を受けることになります。

(4) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「受診・相談センター」に相談し、指示を仰ぐこと。

- ①新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。
- ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
- ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

### 3. 学生及び教職員が発症した場合の対応について

(1) 発症者における入院の措置については医師または保健所の指示に従う。また、退院後少なくとも7日間は自宅待機とする。なお、自宅待機中は体温（朝・夕測定）などを健康チェックシートに記入すること。大学から健康状態を確認する。再登校、職場復帰後も健康チェックシートの記入を継続すること。

(2) 無症状病原体保有者、および軽症者で入院が必要でないと判断された場合は、保健所の指示に従い宿泊療養または自宅療養とする。その療養期間及び解除基準については、保健所の指示に従う。

なお、保健所から濃厚接触者と連絡を受けた方は、感染者ではありませんが、保健所の指示に従って、外出を自粛し7日間程度、自宅にて健康観察を行うこと。

なお、具体的な対応については「別紙」参照。

### 4. 学生全般（留学生含む）

#### (1) 健康管理

①「2. 健康管理について」に十分留意した上で、毎日の体温及び風邪様症状の有無を健康チェックシートに記入（健康観察）し、毎日持参すること。

②発症または自宅待機の発生に伴う欠席については、公的欠席（公欠）として扱うが、1科目あたり5回を超える場合は事務局（もしくは東京キャンパス・むつキャンパス事務局）に相談すること。

#### (2) 就職活動

①感染発生地域での活動が必要な場合は、「1. 感染拡大予防に関する厳守事項」に十分留意し、感染予防に努めること。

②積極的に就職課に相談すること。

③学内企業説明会は、感染拡大のための防護措置を実施した上で開催する。

#### (3) 部・サークル活動

①部・サークル単位で活動における場所や特徴を踏まえた感染予防策を各団体で立案し、事務局学生課への提出し、承認を得る。また、本対応方針「1. 感染拡大予防に関する厳守事項」および「団体毎の感染予防策」の記載内容に対し、各団体所属の学生、顧問全員に誓約書の提出を義務付ける。

②公式試合（連盟が主催する試合）への参加は可能とする。（当該の部・サークルに陽性者、または濃厚接触者が確認された場合を除く）。

③公式試合への参加に関わる遠征、宿泊については認めるが、それ以外の遠征、合宿等については原則として認めない。

④その他、特別な場合は学長の許可を求めること。

⑤活動中における「3つの密」を極力避け、以下の環境下で実施すること。

- ・屋内で活動する場合は、ドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、学生が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ・屋外でも密集するような活動は避けること、屋内同様、感染拡大防止のための防護措置を実施する。
- ・活動終了後は手指洗浄、消毒を実施する。
- ・基本的には自チームだけでの練習とし、感染発地域に属するチームとの接触（練習試合・合同練習等）は原則避けること。
- ・毎日の活動前に必ず参加者全員の健康チェックシートを確認し、記録する（参加者全員が当日の活動に問題の無い事を確認した等）。
- ・週の最初の活動日には、「感染拡大予防に関する厳守事項」および「団体毎の感染予防策」の読み合わせを実施し、感染予防策の周知を図るとともに、徹底されていない項目については、改善案を検討し記録する。

#### （4）学生イベント

イベント実施時の感染予防策を立案し、事務局学生課への提出を必須とする。内容を確認し、一定の安全性が確保できると考えられる場合、実施できるものとする。

#### （5）学外活動について

アルバイト等の学外における活動の際には、「1. 感染予防に関する厳守事項」に十分留意し、感染予防に努めること。酒類を提供するものについては、原則禁止とする。

### 5. 教職員全般

#### （1）会議の開催について

各種会議の開催については、可能な限りオンラインでの実施をすること。

#### （2）授業の実施方法について

対面授業の教室は、可能な限り教員と受講者との間隔、及び受講者同士の座席の間隔をあげ、教室の換気を行うこと。課題を利用した時間短縮等、環境や実施方法に配慮すること。

※母国でオンライン授業を受けている留学生については引き続きオンライン授業（一部対面授業）となります。

#### （3）部・サークル活動について

4. 学生全般の（3）に準ずる。

#### （4）人数の大小問わず、食事会や飲み会は**原則禁止**とする。（※参加者及びご自身の体調を確認し参加すること。やむを得ず参加する場合には、黙食等感染予防対策を講じた上で参加するよう努めること。）

### 6. 検疫強化対象地域からの入国について・今後の帰国者について

水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づき、受入責任者（本学）が行動管理等に責任を持つことを前提に対応する。

待機期間・待機場所については、7日間待機を原則としたうえで、「3日待機指定国」からの入国が否か、条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否かによって、入国後

の待機期間及び待機場所が変更される。

なお、該当事象（上記2. 健康管理について）が生じた場合、学生・教職員は事務局（もしくは京キャンパス・むつキャンパス事務局）に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

- ・厚生労働省「水際対策に係る新たな措置について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

- ・日本への入国申請について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00144.html?msclkid=b74834bebf0111ecbc75ab7dff6a0764](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html?msclkid=b74834bebf0111ecbc75ab7dff6a0764)

## 7. 大学行事等について

感染症拡大防止対策を講じた上で実施予定。

## 8. 施設使用について

- (1) 図書館について（青森キャンパス）

開館時間：17時50分で閉館とする。（新館は16時30分閉館）土曜日は閉館とする。

- (2) 学外者に対する校舎貸出について

施設使用時の感染予防策を立案し、事務局への提出を必須とする。内容を確認し、一定の安全性が確保できると考えられる場合、実施できるものとする。

## 9. 関連リンク

- ・文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

- ・厚生労働省「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

- ・青森県「新型コロナ感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-coronavirus2020.html>

- ・青森市「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」

[https://www.city.aomori.aomori.jp/shingata\\_coronavirus\\_index.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/shingata_coronavirus_index.html)

- ・内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp/>

問い合わせ先・連絡先 青森大学事務局：TEL017-738-2001

東京キャンパス事務局：TEL03-6261-6399

むつキャンパス事務局：TEL0175-31-0044